

## 県税の納税証明書の交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込みなどのため、県税（法人県民税・事業税・地方法人特別税、個人事業税など）の納税額または未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類などをご準備の上、県税部窓口にて交付申請してください。

### 1 本人申請の場合

- (1) 申請書（県税部窓口に備付。県のホームページからもダウンロードできます。）
- (2) 納税義務者の印鑑（法人の場合は代表者印）
- (3) 本人確認ができる公的書類（運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）
- (4) 手数料 1通につき400円分の県証紙

### 2 代理人申請の場合

前記1(1)、(4)のほか、

- (5) 納税義務者の自署押印による委任状  
（委任について、ご本人に確認させていただく場合がありますので、電話番号を記入してください。）
- (6) 代理人の印鑑
- (7) 代理人の本人確認できる公的書類（運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）

納税証明書は、納税者のみなさんの大切な情報を証明するものですので、窓口での確認を厳格に行っております。ご理解をお願いします。

※郵送による交付申請もできますので、詳しくは県税部までお問合せください。

**【お問合せ】** 下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎22-8581 内線203

## 収入保険制度に関するお知らせ

政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行なっている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行なうことができます。（申告時期は平成30年2～3月）

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもあります。

### 青色申告の主なメリット

#### ○青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

#### ○損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

**【お問合せ】** 東北農政局青森県拠点地方参事官室 ☎017-775-2151